

フィリップFX(店頭外国為替証拠金取引)に係るご注意

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

- 本取引は、元本あるいは利益を保証するものではありません。また、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、相場の変動によりお客様が差し入れた証拠金以上の損失が生ずる場合があります。

つきまして、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、取引の内容を十分ご理解の上、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らし、ご自身の判断でお取引いただきますようお願い致します。

- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下ADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・ 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・ 勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・ 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注2) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

※ 本書面をご確認いただき、ご不明点等がございましたら、当社コンプライアンス部 考査チーム(03-3666-2326)までご連絡ください。